

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月17日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

松 峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部、建設総括室、会計室及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（管財課）

市有零細財産売払収入収入状況（管財課）

委託料支出状況（総務課、管財課、選挙管理委員会事務局）

使用料及び賃借料支出状況（建設総括室）

備品購入費支出状況（選挙管理委員会事務局）

補助金支出状況（総務課）

貸付金支出状況（会計室）

備品管理状況（建設総括室、会計室）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部総務課及び管財課、建設総括室、会計室並びに選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年10月3日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年11月30日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 総務課

- (1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

2 管財課

- (1) 市有地貸付料収入状況について
市有地貸付料について調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 市有零細財産売払収入収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

3 建設総括室

- (1) 使用料及び賃借料支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

4 会計室

- (1) 貸付金支出状況について
適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

5 選挙管理委員会事務局

(1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

(2) 備品購入費支出状況について
適正に処理されていた。